

南島原市中学校社会体育・文化活動補助金交付要綱（令和6年5月1日告示第60号）

最終改正:

改正内容:令和6年5月1日告示第60号 [令和6年5月1日]

○南島原市中学校社会体育・文化活動補助金交付要綱

令和6年5月1日告示第60号

南島原市中学校社会体育・文化活動補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 社会体育・文化活動の健全な育成とその安全を確保し、もって生徒の心身の均衡ある成長を期するため、市立中学校の生徒が在籍し、及び活動する体育・文化団体のうち、市がその活動を認めた団体(以下「市内地域クラブ」という。)に対し、南島原市中学校社会体育・文化活動補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものであって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 市内地域クラブにおける社会体育・文化活動の運営及び指導に要する経費
- (2) その他競技力向上に要する経費

(補助額)

第3条 補助額は、前条に規定する経費の範囲内とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(申請書に添付すべき書類等)

第4条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 中学校社会体育・文化活動補助金事業計画書(様式第1号)又はこれに代わる書類
- (2) 中学校社会体育・文化活動補助金収支予算書(様式第2号)又はこれに代わる書類

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

(実績報告)

第5条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。

- (1) 中学校社会体育・文化活動補助金事業実績書(様式第1号)
- (2) 中学校社会体育・文化活動補助金収支精算書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、概算払又は前金払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払又は前金払に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 中学校社会体育・文化活動補助金交付概算払(前金払)請求書(様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

様式第1号(第4条、第5条関係)
年度中学校社会体育・文化活動補助金事業計画（実績）書

地域クラブ名

活動目的			
活動期間			
地域クラブ 活動補助費	費 目	金 額	備 考
	合計	円	
各地域クラブ活動一覧			

年度中学校社会体育・文化活動補助金収支予算（精算）書

地域クラブ名

費目	予算（決算）額	説明
合計		

支出

費目	予算（決算）額	説明
合計		

様式第3号(第6条関係)
年度中学校社会体育・文化活動補助金交付概算払（前金払）請求書

一金 円也

年 月 日南島原市指令 第 号で交付決定通知のあった南島原市中学校社会体育・文化活動補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

年 月 日

南島原市長 様

請求者
住 所
氏 名

